

第 70 回香川県新型コロナウイルス対策本部会議  
持ち回り（書面）開催 議事概要

日付 令和 3 年 8 月 24 日（火）

議題 1 「本県における今後の対応について」

[結果]

感染拡大の現状を踏まえ、感染すると重症化しやすいとされている妊婦の方に対し、県の広域集団接種センターにおいて優先接種を行う。

1 回目の接種は、9 月 11 日（土）及び 12 日（日）に各 200 人の予約枠を設け、高松会場である香川大学で実施する。2 回目の接種は、広域集団接種が 9 月 12 日で終了することから、別途、県が設ける臨時の接種会場で行う。

予約は、8 月 30 日（月）から 9 月 3 日（金）までの間、電話により受け付ける。

今後、申込方法等の詳細が決定し次第、改めて県ホームページ等で公表するとともに、県内の産婦人科医院に依頼し、通院されている妊婦の方へ周知していただく予定としている。

高校生への優先接種については、通学距離が長く、感染リスクが高い高校生について、県の広域集団接種センターで余剰ワクチンとなる見込みの 12 箱（約 1 万 4 千回分）を、今後、高校生への優先接種等を行う予定の 3 市に配分し、早期の優先接種に取り組んでいただきたいと考えている。早急に 3 市に対する配分案を作成することとしている。

議題 2 「新学期を迎えるに当たっての県立学校における対応について」

[結果]

今後、学校において新学期を迎え、感染の拡がりも懸念される中、県教育委員会に対して、県立学校の夏休みの延長も含めて対応を検討するよう依頼したところ、「新学期を迎えるに当たっての県立学校における対応」として、夏休みの延長等の対応を行うことについて決定した。

また、県内の各私立学校に対しては、県立学校の対応について、知事部局の私学所管課から参考送付したところであり、県立学校の対応を踏まえて、各私立学校の実情に応じて感染症対策の徹底を図るよう適切な対応をお願いしている。

加えて、農業大学校についても、県立学校の対応と同様に、9 月 12 日（日）まで、夏季休業期間の延長を行うこととする。

当該事項は、書面審議により、原案どおり了承された。